

当財団は、昭和14年(1939年)に東京海上火災保険の会長であった各務謙吉の遺志に基づき、広く社会に貢献する人材の育成および学術研究の振興を図ることを目的として設立されました。本目的達成のため奨学生の募集を行います。

【当財団の特色】 (末尾<参考情報>参照)

- 国内奨学金の給与に加え、海外留学支援制度あり
- 奨学生との定期的な対話
- 奨学生(国内学部生、ASEAN留学生)間の交流促進イベント開催

筑波大学

1. 指定学部および採用予定数

- (1) 指定学部 : 社会・国際学群、理工学群、情報学群、生命環境学群、人間学群(教育学類を除く)、人文・文化学群
- (2) 採用予定数 : 2名(前年採用実績2名)

2. 応募資格

以下のすべての項目に該当し、大学推薦を受けた学部2年生(2024年4月現在)

- (1) 広く社会の発展のために貢献する強い意欲がある者
- (2) 心身ともに健康で、学業成績、人物ともに優れている者
- (3) 誠実かつ勤勉である者
- (4) 学資が豊かでない者(目安: 生計維持者の年収計 税込1,000万円以下)
- (5) 財団行事への参加および奨学生間の交流に意欲がある者
- (6) 他の給付型奨学金を受けておらず、今後も申し込む予定のない者(ただし、以下の3(1)④のJASSO給付型奨学金は併用可、詳細は以下の3を参照)
- (7) 当財団の奨学金を受領したことのある世帯の子弟でないこと

3. 他の奨学金との併用

- (1) 給付型奨学金 : ①民間団体による奨学金 : 併用不可
②大学独自の奨学金 : 併用不可
③大学独自の成績優秀者表彰に関連するもの : 応相談
④国の修学支援制度による授業料免除とJASSO給付型奨学金 : 併用可
⑤地方公共団体による奨学金 : 応相談
- (2) 貸与型奨学金 : 併用可

4. 奨学金の内容および支給期間(給付型につき返済不要)

- (1) 支給月額 : 50,000円(年額60万円)
- (2) 支給期間 : 2024年4月~2027年3月(最短修業年限の終期まで)
- (3) 給付方法 : 4月、7月、10月、1月に3ヶ月分を本人口座へ振り込む
ただし、初回は4~6月の3ヶ月分を6月に給付

5. 応募方法

以下の書類を担当課経由で提出すること

- (1)学資給与願／自己紹介書／家計状態申告書
- (2)1年次成績証明書
- (3)健康診断書（後日送付可）
- (4)課税（非課税）証明書（写で可）

6. 応募締切

2024年5月1日（水）（財団必着）

7. 選考、結果通知、授与式

書類選考	通過者へ面接詳細をメールで連絡
面接	5月13日（月）オンライン形式（首都圏以外の大学生） 5月15日（水）対面形式（首都圏内の大学生）
結果通知	5月17日（金）以降 メールおよび書面にて本人宛に通知 ※選考結果に関するの問い合わせには公平性の観点から答えられない
奨学生証授与式	5月30日（木） 12:00～16:00 東京にて開催

8. 奨学生の主な義務

- (1)財団の奨学生として、誠実かつ勤勉であり続けること
- (2)財団への報告・連絡・相談は速やかに行うこと
- (3)財団との面談を自主的に行うこと（3か月毎の定期面談、留学前後面談など）
- (4)参加必須の財団行事に出席すること
 - ①奨学生証授与式： 2024年5月30日（木）12:00～16:00 東京で開催
 - ②交流の集い（現役奨学生・OBOG懇親会）：毎年11月上旬 18:00～20:00 東京で開催
（①②ともに首都圏以外の大学生の飛行機、新幹線代は財団負担）
- (5)奨学生間の情報交換を目的とする Facebook 非公開グループに年1回以上投稿し、交流を図ること

9. その他

本要項に記載がない事項については、「学資給与規程」に定めるところによる

10. 財団のホームページ <http://www.kagami-f.or.jp/>

以上

<参考情報>

1. 海外留学支援制度 (概要)

※以下のA・Bいずれの奨学金についても、事前に申請書の作成・提出と財団との面談を行った後に、財団の審査会にて支給の可否が決定する。

審査では、主に学業成績や経済的必要性、実効性（例えば、留学後または修学期間延長後に学業としてどのような取り組みを行うのか、当該留学がその後の学業にどう生かせるのかなど）、奨学生としての活動状況などをもとに支給の可否を判断する。

※審査会にて不可となった例（一部）

- ・留学時の行動計画が具体化されていないケース
- ・留学目的や行動が、留学後の大学での学業面、将来目指すべき道等に、どのように有益なものとなり、活かせるものであるかをしっかりとイメージできていないケース
- ・最短修業年限までに卒業に必要な単位が取得できないことが決まったため留学するケース
- ・就職時期を遅らせるために留学および修学期間延長をするケース など

種類	A. 留学奨学金	B. 在籍大学の修業期間を延長する場合の国内奨学金（帰国後）
対象者	当財団の国内奨学生で、正規の最短修業年限までに3か月以上の留学をする者。 対象となる留学（語学研修のみは除く） ・派遣留学 ・私費留学 ・実践活動（インターン／ボランティア／フィールドワーク／プロジェクト学習）	当財団の国内奨学生で、留学を理由として在籍大学の最短修業年限を延長する者。
支給金額	最大月額 100,000円 (詳細はJASSO留学奨学金/地域別月額に準じる) 休学を伴わない派遣留学等の場合には、国内奨学金(月額50,000円)の上乗せとして上記額を支給する 別途、渡航支援金100,000円を渡航前に支給	月額 50,000円
支給期間	最長12か月	最長12か月
重複受給可否	他の留学奨学金との重複受給可 (トビタテ!、JASSO留学奨学金等との重複可)	重複受給不可 (募集要項「2. 他奨学金との併用」に準じる)

2. 交流促進イベント (任意参加分)

奨学生（国内学部生、ASEAN 留学生、OBOG）間の交流を促進するため、以下のようなイベントも開催している。いずれのイベントにも奨学生は積極的に参加している。

- ① 日本の文化にふれる会（年に1回、歌舞伎鑑賞教室または大相撲観戦等）
- ② 奨学生向け合宿（年に1回、1泊2日）
- ③ ASEANを知る会 等（頻度は未定）